

## 1 はじめに

科研費臨床法学教育グループでは、2007年度の重点活動項目として、法科大学院におけるいわゆるクリニック科目の全国的な状況把握を掲げ、全国74校の法科大学院に対する実施状況調査を行いました。本報告書は、同調査結果を、法科大学院毎に、定型フォーマットに記載するという形式でとりまとめたものです。

同様の調査は、2006年に早稲田大学によって実施され、同調査結果は、「クリニック全国状況調査(中間報告)」(2006年9月)として公表されています。今回の調査は、同調査結果をふまえて、2007年度の実施状況について、とりまとめたものです。

## 2 調査方法

調査は、次のような方法で実施しました。このような調査方法を採用したことによって、これまでに実施された同種調査と比較しても、実際に行われている授業状況について、最も正確な把握が可能になったものと思います。

- ① 基本的には各法科大学院の事務室に、電話およびファックスによってアンケート調査実施の依頼を行うと共に、定型フォーマットをファックスまたはメールによって送付して、回答を得るという形で実施しました。
- ② 回答が、当該法科大学院のクリニック科目担当教員によって作成されたことが回答内容から判断された場合には、基本的に同内容をそのまま本報告書に記載しました。
- ③ ②の場合においても、内容を検討して、より詳細について把握する必要性を認めた場合には、担当教員に直接架電して補充聞き取りを実施し、同聞き取り結果を定型フォーマットの記載内容に、調査担当者の側で反映させました。
- ④ ②の場合でも、受講者数や単位数などが、クリニック科目担当教員にはわからない場合もありましたので、その場合には、これら形式的な事項については、各法科大学院事務局に直接問い合わせて補充しました。
- ⑤ 回答が、クリニック科目担当教員ではなく、当該法科大学院の事務担当者によって作成されている場合や、シラバスの送付をもって回答とされている場合については、原則として、直接担当教員に架電して補充聞き取りを実施し、実際に行われている授業内容について正確に把握した上で、同聞き取り内容を定型フォーマットの記載内容に、調査担当者の側で反映させました。
- ⑥ いくつかの法科大学院については、調査担当者が当該法科大学院を訪問して、担当教員に対する面談調査を実施しました。
- ⑦ なお、基本的に2007年度の状況について調査していますが、受講者数については、一部、2008年度のデータを記載している場合があります(その場合にはその点

この冊子は、日本学術振興会科学研究費・  
基礎研究(A)・課題番号19203006・  
研究課題「法曹養成教育における経験的方  
法論としての臨床法学教育の研究」の研究  
成果の一部である。

についてコメントしています)

### 3 「クリニック」の定義

本調査が調査対象とした「クリニック科目」とは、

「科目名にかかわらず、①当該科目のなかで実際の相談者・依頼者（または代理人弁護士）と面談して、②法律相談を実施し、または現在進行中の事件の処理に関与することがあり、かつ、③受講学生から実際の依頼者（または代理人弁護士）に対して発問することが予定されている科目（エクスタテンツァを除く）」と定義しました。

したがって、模擬法律相談のみが実施されている場合、実際の法律相談に受講生が同席しても、傍聴のみで受講生からの発問が予定されていない場合、進行中の事件処理に関与する場合でも依頼者や代理人との面談が予定されていない場合は、クリニック科目ではないものと分類しました。

エクスタテンツァとの区別は、上記の定義に該当することを前提に、当該法科大学院教員が直接受講生の指導にあたっているか、あるいは当該法科大学院教員との緊密な連携のもとに指導がなされている場合には「クリニック科目」とし、そうでない場合にはエクスタテンツァに分類しました。

以上のような定義付けを行ったことから、本調査において調査票をご返送いただき、あるいは面談調査に応じていただいたにもかかわらず、最終的に本報告書への調査票掲載を見送った法科大学院がいくつかあります。お詫び申し上げます。

実質的な意味でのクリニック科目をどのように定義するかについて、我が国では十分な議論がなされておらず、境界領域についての議論はあり得るところですが、本調査では、以上のように定義することが、日本の法科大学院における臨床法学教育の発展という観点から適切であると判断したものです。今後、この点に関する議論が深められることを調査担当者としては期待しております。

### 4 調査結果について

- ① 本報告書は、上記の定義に該当する法科大学院のクリニック科目の内容を、原則として一法科大学院あたり2頁(A4表裏)で、定型のフォーマットにしたがって、法科大学院名であいうえお順に掲載しています(ただし、若干の法科大学院については、複数のクリニック科目が存在しているために、3頁を超える記載になっていました)。

② 法科大学院74校全体の状況については、別紙1にとりまとめました。クリニック科目を実施していない法科大学院のなかでも、その種の科目を全く実施していない法科大学院もあれば、「クリニック」あるいはこれに類した名称の科目はあるが、本調査で定義したクリニック科目の定義に該当しない法科大学院など、その実態は様々です。したがって、74校の全体状況を一概にしました。

そして、これらのうち、クリニック科目を実施している法科大学院の部分を抜き出し

て、別紙2としてとりまとめました。

別紙のなかの「1」は「○」、「0」は「×」あるいは「-」のご理解ください。また、「カリキュラムの中の法律相談の割合」については調査票に記載に基づき、調査担当者が判断した部分もあります。別紙1の「備考」欄は、基本的にクリニック該当性を否定した理由がコメントされています。

③ 各法科大学院の状況は各調査票並びに別紙1および同2をご参照いただくこととして、全体的な状況をごく簡単に概観すると、以下のとおりです。

ア 全74校中、本調査で定義する「クリニック」に該当する科目を実施している法科大学院数は38校(別紙2記載の法科大学院)。

イ 必修、選択必修、選択の別については、必修としている法科大学院が2校、選択必修が17校、選択が19校(一つの法科大学院で複数のクリニック科目を実施している、それらが、複数の概念にまたがる場合には、より必修に近い概念で実施しているものとして集計しています。たとえば、一つのクリニック科目が必修、もう一つのクリニック科目が選択必修として実施されている法科大学院は、「必修」として集計しています)。

ウ 配当単位数は、1単位としている法科大学院が8校、2単位が25校、3単位が1校、4単位が4校(一つの法科大学院で複数のクリニック科目を実施していて、それらの配当単位数が異なる場合には、最も多い配当単位数の科目の数として集計しています)。

エ クリニック科目において事件受任を行い、学生と共に事件活動に取り組むことをカリキュラムとして想定している法科大学院数は11校(大宮、九州、久留米、國學院・東海・明治学院・獨協 [この4校は同一法律事務所において実施]、島根、筑波、琉球、早稲田)。法律相談において、原則として学生がヒアリング・回答を行う方式をとっている法科大学院数は20校。

「クリニック科目」の定義に該当する科目を実施している法科大学院のなかでも、生の事件(相談)への学生の関与の深さ、関与時間長短にはかなりのバリエーションがあることが調査結果から明らかになりました。

オ クリニック実施のための法律事務所をもっている法科大学院数は15校(大宮、岡山、九州、京都、熊本、國學院・東海・明治学院・獨協 [この4校は同一法律事務所]、島根、専修、筑波、法政、山梨学院、早稲田)。

### 5 おわりに

本調査は、これまでに実施されたクリニックの実態調査のなかでも最も詳細かつ網羅的なものといえます。しかし、前述のとおり、調査方法としてヒアリングによる調査を併用していることから、調査の正確性について、なお追求の余地があることは否定できません。また、本調査は2007年度の科目実施状況の調査であり、その後の変化についてはごく一部を除き反映されていません。

したがって、各法科大学院のご担当におかれましては、本調査結果について誤りある



クリニック全国状況調査：調査票

大学名	大阪市立大学		科目名	中小企業向け法律相談	
配当年次	3年次後期		単位数	2 単位	
必修・選択必修 (何との選択必修か)、選択の別					
必修・選択必修	※選択必修の場合(弁護実務基礎、民事模擬裁判、刑事模擬裁判)との選択				
受講学生数 (2007年度前期)	0名	受講学生数 (2007年度後期)	6名		
担当教員数	相談に同席(弁護士資格あり)				
研究者教員	1名	実務家教員	3名		
研究者教員の関与の仕方					
法律事務所等について					
① クリニック実施のための法律事務所	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				
② 専務所名称	( )				
③ 登録弁護士	a 専任教員 ( 0 )名、非常勤 ( 3 )名、教員外 ( )名 b 研究者教員 ( )名、実務家教員 ( )名				
④ クリニック実施のための法律相談所	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
⑤ 相談所名称 (大阪市立大学中小企業支援法律センター)	( )				
⑥ 相談所の具体的なあり方	( )				
(常設専用の部屋あり、相談日(毎週木・金)に職員配置あり)					
取り扱い分野					
民事全般・家事・刑事	特 <sub>1</sub> に定めていない <input type="checkbox"/> その他 ( )				
除外分野	( )				
学生が関与する内容					
( )	法律相談 (1回限りのみ)				
(○)	法律相談 (継続相談を含む)				
( )	法律相談+内容証明など簡単な文書の作成				
( )	法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く)				
( )	法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般				
( )	その他 ( )				
法律相談への学生の関与形態					
( )	傍聴のみで原則として発言しない				
(○)	弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする				
( )	原則として学生がヒアリング、回答を行う				
( )	その他 ( )				
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無					
有の場合、どんな場合に請求しますか?	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	大宮法科大学院大学	科目名	民事クリニック1
配当年次		単位数	
必修、選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合 ( ) どの選択			
受講学生数 (2007年度前期)	9名	受講学生数 (2007年度後期)	9名
担当教員数	研究者教員 ( ) 名、	実務家教員 ( 1 ) 名	
研究者教員の関与の仕方			

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所  無
- ② 事務所名称 ( 大宮法科大学院リーガルクリニック・ロード法律事務所 ) 名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( ) 名
- ③ 登録弁護士 a 専任教員 ( ) 名、実務家教員 ( 1 ) 名  
b 研究者教員 ( ) 名、実務家教員 ( ) 名
- ④ クリニック実施のための法律相談所  無
- ⑤ 相談所名称 ( ②に同じ )
- ⑥ 相談所の具体的なあり方  
常設、相談室有り、事務員1名 (法律事務などの職員) ( )

取り扱い分野

民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ その他 ( )  
除外分野 ( 債務整理 )

学生が関与する内容

- ( ) 法律相談 (1回限りのみ)
- ( ) 法律相談 (継続相談を含む)
- ( ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成
- ( ) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)
- ( ○ ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
- ( ) その他 ( )

法律相談への学生の関与形態

- ( ) 傍聴のみで原則として発言しない
- ( ○ ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする
- ( ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う
- ( ) その他 ( )

依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無

有の場合、  
受任事件の実費

大阪市立大学中小企業支援法律センターでおこなう中小企業者の法律相談に学生が同席し、法律相談担当弁護士とともに相談者に対し質問をしたりして、法律相談の仕方及び中小企業者の法律問題についての知識を学習する。

授業方法

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

法律相談クリニックと中小企業の法律問題についての学習を交互に実施する。

クリニックの特徴、留意している点など

本科目は、文部科学省の支援のもと、「中小企業支援法律センター」を引き継いだものであり、それを現在においても継続して運営しているものである。  
対象を中小企業の法律相談に限定している点が特徴である。

授業方法実施に際しての課題

できれば学生が単独で相談に当たればよいのだが、学生の知識経験から、実際には担当弁護士の補助的役割しか果たせていない。

その他

大学名	大宮法科大学院大学	科目名	民事クリニック1
配当年次		単位数	
必修、選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合 ( ) どの選択			
受講学生数 (2007年度前期)	9名	受講学生数 (2007年度後期)	9名
担当教員数	研究者教員 ( ) 名、	実務家教員 ( 1 ) 名	
研究者教員の関与の仕方			
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
② 事務所名称 ( 大宮法科大学院リーガルクリニック・ロード法律事務所 )	名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( ) 名		
③ 登録弁護士	a 専任教員 ( ) 名、実務家教員 ( 1 ) 名		
	b 研究者教員 ( ) 名、実務家教員 ( ) 名		
④ クリニック実施のための法律相談所	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
⑤ 相談所名称 ( ②に同じ )			
⑥ 相談所の具体的なあり方	常設、相談室有り、事務員1名 (法律事務などの職員)	( )	
取り扱い分野			
<input checked="" type="checkbox"/> 民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ その他 ( )			
除外分野 ( 債務整理 )			
学生が関与する内容			
( ) 法律相談 (1回限りのみ)			
( ) 法律相談 (継続相談を含む)			
( ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成			
( ) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)			
( ○ ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般			
( ) その他 ( )			
法律相談への学生の関与形態			
( ) 傍聴のみで原則として発言しない			
( ○ ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする			
( ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う			
( ) その他 ( )			
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無			
<input checked="" type="checkbox"/> 有の場合、 受任事件の実費			

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	大宮法科大学院大学	科目名	民事クリニック2
配当年次		単位数	
必修、選択必修 (何との選択必修あり、選択の別)			
必修・選択必修	選択	※選択必修の場合( )との選択	
受講学生数 (2007年度前期)	6名	受講学生数 (2007年度後期)	9名
担当教員数	研究者教員 ( )名、実務家教員 ( 1 )名		
研究者教員の関与の仕方			

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所  有 ・ 無
- ② 事務所名称 ( )名、非常勤 ( )名、教員外 ( )名  
 ③ 登録弁護士 a 専任教員 ( )名、実務家教員 ( 1 )名  
 b 研究者教員 ( )名
- ④ クリニック実施のための法律相談所  有 ・ 無
- ⑤ 相談所名称 ( 大宮法科大学院リーガルクリニック・ロード法律事務所 )  
 ⑥ 相談所の具体的なあり方 ( 常設、専用室あり、職員あり )

取り扱い分野

民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ その他 ( )  
 除外分野 (債務整理 )

学生が関与する内容

- ( ) 法律相談 (1回限りのみ)
- ( ) 法律相談 (継続相談を含む)
- ( ) 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成
- ( ) 法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く)
- ( ○ ) 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
- ( ) その他 ( )

法律相談への学生の関与形態

( ) 傍聴のみで原則として発言しない

( ○ ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする

( ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う

( ) その他 ( )

依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無

有 ・  無

有の場合、どんな場合に請求しますか?

科目の概要	授業方法
① 法律相談立会と事案の検討 ② 上記受任事件の訴訟関係書類の作成と検討 ③ 上記で受任に至らなかった事例につき、問題点を検討した文書を作成し、セミナーで議論する。	授業全体に占める法律相談、事件活動の割合 相談立会と受任事件の検討 (①、②) が 80%程度。残りは、上記③の関係。  クリニックの特徴、留意している点など  法律上の問題点を含む案件を取り上げ、検討の内容につき学生に文書として作成させる。

授業方法実施に際しての課題  
適切な受任事件の確保。

その他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	大宮法科大学院大学	科目名	刑事クリニック1
配当年次	3年次(夜間主4年次)	単位数	4 単位
必修・選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合( )との選択			
受講学生数(2007年度前期)	9 名	受講学生数(2007年度後期)	4 名
担当教員数	研究者教員( )名、実務家教員( 1 )名		
研究者教員	学期中に1回実施する刑事クリニック2との合同セミナーに参加して貰う。		
研究者教員	の関与の仕方		

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所  有 ・ 無
- ② 事務所名称 ( 大宮法科大学院大学リーガルクリニック・ロード法律事務所 )
- ③ 登録弁護士 a 専任教員 ( 1 )名、非常勤 ( )名、教員外 ( )名  
b 研究者教員 ( )名、実務家教員 ( 1 )名
- ④ クリニック実施のための法律相談所  有 ・ 無
- ⑤ 相談所名称 ( ②と同様 )
- ⑥ 相談所の具体的なあり方 ( 常設的法律事務所である )

取り扱い分野

民事全般・家事・刑事・特に定めていない・その他 ( )

除外分野 ( )

学生が関与する内容

- ( ) 法律相談 (1回限りのみ)
- ( ) 法律相談 (継続相談を含む)
- ( ) 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成
- ( ) 法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く)
- ( ) 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般 ( )
- ( ) その他 ( 刑事弁護活動の補助活動 )

法律相談への学生の関与形態

- ( ) 傍聴のみで原則として発言しない
- ( ) 弁護士の特許を得て適宜答問などの発言をする
- ( ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う
- ( ) その他 ( )

依頼者(相談者)に対する費用請求の有無

有 ・ 無

有の場合、どんな場合に請求しますか?

教員の私選事件に関与させる場合もある。

科目の概要

授業方法 法

実際の事件を題材に、毎週、訴状、準備書面等の起草をさせ、週1度のセミナーで講評する。また、当該事件の傍聴などを適宜行う。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

上記起草を除けば、10%程度。

クリニックの特徴、留意している点など

具体的な事件の中から重要な事実を抽出して、法的に構成する能力を高める。説得的な文章を作成する能力をつける。

授業方法実施に際しての課題

学生が多忙であり、平日昼に裁判所に出かける時間がなかなか取れない。

その他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	大宮法科大学院大学	科目名	刑事クリニック2
配当年次	3 (夜間主4)	単位数	4 単位
必修・選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合 ( ) どの選択			
受講学生数 (2007年度前期)	9名	受講学生数 (2007年度後期)	9名
担当教員数	研究者教員 ( ) 名、実務家教員 ( 1 ) 名		
研究者教員の関与の仕方	学期中に行われる刑事クリニック1との合同セミナーの際に参加してもらう。		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
② 事務所名称 ( 紀尾井町法律事務所 (教員所属の事務所) ) 名、 )			
③ 登録弁護士 a 専任教員 ( ) 名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( ) 名 b 研究者教員 ( ) 名、実務家教員 ( ) 名			
④ クリニック実施のための法律相談所 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
⑤ 相談所名称 ( )			
⑥ 相談所の具体的なあり方 ( )			
取り扱い分野			
民事全般 ( ) 家事 ( ) 刑事 ( ) 特定していない・その他 ( )			
除外分野 ( )			
学生が関与する内容			
( ) 法律相談 (1回限りのみ)			
( ) 法律相談 (継続相談を含む)			
( ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成			
( ) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)			
( ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般			
( ) その他 ( 一般接見、各種書類の作成、尋問事項作成、弁論作成 )			
( ) 傍聴のみで原則として発言しない			
( ) 弁護士のみで原則として発言しない			
( ) 弁護士のみで原則として発言しない			
( ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う			
( ) その他 ( )			
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (但し、被疑者援助・国選が中心)		
有の場合、どんな場合に請求しますか?	本人が支払いを申し出た時		

授業方法	①法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である担当教員の立会や指導のもとに刑事事件 (国選弁護事件・当番弁護士扶助事件) の相談を受け、担当教員の受任した事件につき、学生に、事業調査・法令・判例・学説の検討をさせ、事情聴取書・報告書、各種異議申立書等の文書を作成させる。②接見・公判廷での活動・被害者との示談交渉等、担当教員の弁護活動に立ち会わせると共に各種意見書・請求書・尋問事項書・示談書・弁護要旨等法文書を作成させる。③受任した事件についての法理論上の論点・弁護方針等に関し、セミナーを実施する。このように学生を實際の事件に関与させることによって、法理論の具体的実践・依頼者との面接技能を修得させ、刑事司法制度の実際とあるべき刑事手続について考察させる。また、貧困者に対するリーガルサービスの提供を通じて法曹の社会的責務を自覚させる。
授業方法	依頼者からの事情聴取・公判廷での活動等担当教員の弁護活動に学生を立ち会わせ、事件処理に必要な法文書の作成等、学生自らが行える活動については、担当教員の指導・監督のもとに可能な限り学生に行わせる。また、セミナーにおいては、担当教員と学生、あるいは学生相互間で質疑討論を行い、テーマについて理解を深めさせる。
算定不能	授業全体に占める法律相談、事件活動の割合
クリニックの特徴、留意している点など	
授業方法実施に際しての課題	適切な事件の確保。 昼間の活動が困難な夜間主学生をどのように参加させるか。
その他	



クリニック全国状況調査：調査票

大学名	岡山大学	科目名	ロイヤルソング・クリニック
配当年次	3年次(通年)	単位数	3 単位
必修・選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
必修・ <input checked="" type="checkbox"/> 選択必修	・選択 ※選択必修の場合(「模擬裁判・エクスターンソング」)との選択		
受講学生数(2007年度前期)	22名	受講学生数(2007年度後期)	22名
担当教員数	研究者教員(2)名、実務家教員(30)名		
研究者教員の関与の仕方	事例検討に関与するほか、場合によっては継続相談等に同席することもある。		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	
② 事務所名称	( ) 岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所	( ) 名、	教員外( )名
③ 登壇弁護士	a 専任教員(1)名、非常勤( )名、		
	b 研究者教員( )名、実務家教員(1)名		
④ クリニック実施のための法律相談所	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	
⑤ 相談所名称	( ) 岡山大学法科大学院法律相談室	( )	
⑥ 相談所の具体的なあり方	( )		
(法律事務所に併設されたクリニック室等を用いて、大学職員が受付・対応等をおこなう)			
取り扱い分野			
民事全般	・家事	・刑事	・特に定めていない
除外分野( )	その他( )		
学生が関与する内容			
( ) 法律相談(1回限りのみ)	( )		
( ) 法律相談(継続相談を含む)	( )		
(○) 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	( )		
( ) 法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く)	( )		
( ) 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	( )		
( ) その他( )	( )		
法律相談への学生の関与形態	( ) 傍聴のみで原則として発言しない	( )	
	( ) 弁護士の許可を得て適宜期間などの発言をする	( )	
	(○) 原則として学生がヒアリング、回答を行う	( )	
	( ) その他( )	( )	
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
有の場合、どんな場合に請求しますか?			

科目の概要	授業方法
クリニック：①班編成により生の事件の弁護活動に参加し、可能な限りの活動を行わせる。 ②既済事件を基にシミュレーション(証拠の検討、尋問事項など論告弁論作成など) ③模擬裁判(裁判前手続、公判(尋問)、論告、弁論、判決の起案)	授業全体に占める法律相談、事件活動の割合
ゼミ： ①担当事件の検討会 ②既済事件を基にシミュレーション(上記②) ③判例を基にした課題に対する起案を検討	
授業全体に占める法律相談、事件活動の割合	
クリニックの特徴、留意している点など	
1. できる限り法的争点がある事案を扱うようにしている。 2. 生の事件は学生が深入りし過ぎる傾向があるので、基礎知識の確実化及び応用力を身につけるように注意している。 3. 判例重視。	
授業方法実施に際しての課題	
適当な生の事件が少ないこと。 9人の学生を5ヶ月間指導することは、時間的、精神的に疲れる。 応援弁護士をどのように作っていくか。	
その他	

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	香川大学・愛媛大学 連合法務研究科	科目名	リーガル・クリニック
配当年次	3年次	単位数	2単位
必修・選択必修（何との選択必修か）、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合（ ）との選択			
受講学生数 (2007年度前期)	18名	受講学生数 (2007年度後期)	名
担当教員数	研究者教員 ( 1 ) 名、実務家教員 ( 1 ) 名		
研究者教員 の関与の仕方	相談、事例検討双方に関与する。弁護士登録せず。		

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所 有
- ② 事務所名称 ( ) 名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( ) 名
- ③ 登録弁護士 a 専任教員 ( ) 名、実務家教員 ( ) 名  
b 研究者教員 ( ) 名
- ④ クリニック実施のための法律相談所  無 (詳細は次頁「その他」欄を参照)
- ⑤ 相談所名称 ( ) アイアール法律相談所
- ⑥ 相談所の具体的なあり方 ( )  
(愛媛大学の施設を利用、専用の部屋あり、受け担当職員を配置、毎週金曜日に実施)

取り扱い分野

民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・  その他 ( )  
除外分野 ( )

学生が関与する内容

- ( ) ○ ) 法律相談 (1回限りのみ)
- ( ) ( ) 法律相談 (継続相談を含む)
- ( ) ( ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成
- ( ) ( ) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)
- ( ) ( ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
- ( ) ( ) その他 ( )

( ) ( ) 傍聴のみで原則として発言しない

( ) ( ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする

( ) ○ ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う

( ) ( ) その他 ( )

依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無

有の場合、どんな場合に請求しますか?

授業方法

90分講義を2回 (法律相談「交渉」について各1回ずつ) おこなったうえで、模擬当事者を用いたロールプレイを5回 (「模擬法律相談」「模擬交渉」各2回と「模擬接見」1回) 実施した後、学生1人あたり5回を目処に実際の法律相談 (クリニック) を担当させる。クリニックの際はもちろんのこと、ロールプレイの際も、指導担当弁護士が同席して、終了後に訂正・補充と学生への指導を行う。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

継続相談、事前・事後の検討、起草等を含めると、6〜7割程度にはなる。

クリニックの特徴、留意している点など

クリニック実施前にロールプレイを相当回数実施し、クリニック教育とコミュニケーション教育を組み合わせて、相乗効果を狙っている。また、年2回、土曜ないし日曜を利用して、クリニックの環境としての「無料法律相談会」を行い、クリニックの宣伝・周知に努めている。

授業方法実施に際しての課題

多数の非常勤講師弁護士に指導担当弁護士を担ってもらっているが、ロールプレイはともかくクリニックでは、「あるべき法律相談」について統一方針確定が難しく、指導内容が共通しているとはいえない。また、事案について、教育目的に最適なものを選別する余裕がないのが実のところである。

その他

担当専任教員は当職 (複本) であるところ、民事系科目 (民法演習Ⅰ)「民法演習Ⅱ」「民法法統合演習Ⅰ」「要件事実・民事法演習Ⅰ」等、他の科目の負担や、弁護士業務に割く時間との兼ね合いから、事後的な事例分析等のフォローが十分にできていないのが実情である。クリニック実施のための法律事務所の運営とクリニック実施に連任できる弁護士を確保したいところであるが、実現のハードルは高い。